

事 務 連 絡
平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日

居宅介護支援事業所管理者 様

猪名川町生活部福祉課長

居宅サービス計画に係る軽微な変更の取扱いについて

平成 2 2 年 7 月 3 0 日付老介発 0 7 3 0 第 1 号等「「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について」にて厚生労働省老健局介護保険計画課長等から通知されたケアプランの軽微な変更の内容のうち、「目標期間の延長」について下記のとおり通知します。

なお、居宅サービス計画書第 2 表のうち「短期目標」の有効期間の満了は、軽微な変更に該当する場合があるものとするのは上記通知のとおりではあるものの、一律に有効期間満了を軽微な変更と該当するとは言いえない場合があるため、留意願います。

記

1 厚生労働省通知内容（平成 2 2 年 7 月 3 0 日付老介発 0 7 3 0 第 1 号等「「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直し」

単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

なお、これらはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第 1 3 条第 3 号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第 1 1 号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

2 短期目標に係る「目標期間の延長」の軽微な変更に関する取扱い

単に「目標期間の延長」としてよいかどうかは、期間満了後に計画の評価を行い、目標が達成できなかったにもかかわらず、目標を変更する必要がないと判断した理由を、第 5 表「居宅介護支援経過」などに記録したうえで、すでに作成された第 2 表の短期目標の有効期間及び個別サービスの期間の欄に、新たに設定した有効期間を追記し、利用者又は家族に説明して同意を得たうえで第 2 表を交付し、同意を得て交付した日付等を第 5 表に記録して保管してください。また、関係事業所にも情報共有のため、第 2 表の写し等を交

付してください。

軽微な変更該当する場合は、第1表、第3表の再交付、第2表の受領に対する利用者の署名、捺印までは要しないものの、交付した事実を署名、捺印として記録することは差支えありません。

- (1) 居宅サービス計画書の第1表、第3表の再交付は必要ないこと
- (2) すでに作成された第2表の短期目標の有効期間及び個別サービスの期間の欄に、新たに設定した有効期間を追記し、利用者又は家族に説明して同意を得たうえで第2表を交付すること
- (3) 第2表の受領に対する利用者の署名、捺印までは要しないこと
- (4) 同意を得て交付した日付等を第5表に記録して保管すること
- (5) 関係事業所にも情報共有のため、第2表の写し等を交付すること

3 留意事項

軽微な変更に当たるかどうかの判断に当たっては、「目標期間の延長」にとどまらず、他の軽微な変更該当する場合についても、上記厚生労働省の通知はあくまでも例示であることから、個別案件ごとに一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかを判断し、その判断基準やその理由などを記録してください。

猪名川町生活部 福祉課 ^{ゆのき} 柚木
電話 072 - 766 - 0001 (内線124)
FAX 072 - 766 - 8895